

【住宅の応急修理対象範囲】

(令和5年7月の大雨により被災した部位に限ります)

<注意点>

・仕上げ材のみの修理は、対象外です。

(例：畳のみの取替え、ふすま・障子のみの貼替え、クロスなどの貼替えなど)

ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの仕上げ材についても対象とします。畳は壊れた床の補修と併せて取替えを行わざるを得ない場合に限り、対象です。エアコンの室外機や家電製品は、対象外です。

